



## ナチ犯罪の戦後賠償の闇

作家・ドイツ在住 川口マーン恵美

### 「賠償」という名の「略奪」

日本では時々、「ドイツは第二次世界大戦の時の被害者に謝罪し、潤沢な賠償金を支払った」のに、「日本は賠償金を渋り、謝罪もろくにしない」と非難する人がいるが、それは正しくない。日本は講和条約で戦後処理を決めて、きちんと戦時賠償を支払ったし、謝罪も延々と続けてきた。

1945年5月、無条件降伏したドイツは国家の体をなしておらず、講和条約を結んでいない。講和条約なしに賠償問題は決まらない。そこで、英米ソは8月のポツダム会談で、それぞれのドイツの占領地区から取りあえず「物品」を押収するということを決め、石炭や木材などの資源はもちろん、農作物や工業品をどんどん運び出した。ドイツの特許は盗まれ、美術品も在外資産も消え、米国はハイレベルの科学者を連れ去った。今、思えば、ほぼ略奪だが、連合軍は、戦時賠償はその他の国々の分も含めて、のちの講和条約締結時に正式に決めるとした。



ポツダム会談(1945年7月)

デモンタージュ(工場・機械設備の接収)の賠償政策を示した、アメリカ軍の文書  
(画像はいずれもウィキペディア)



### 道義的な義務感からの支払い

一方、46年にニュルンベルク国際軍事裁判が終了し、ナチの犯罪が「人道に対する犯罪」と位置付けられたことにより、被害者による賠償請求の動きも起こった。しかし、国際法は当時も今も、個人が他国家を相手に訴訟を起こす権利を認めていない。また国家も、自国民が他国の犯罪による被害者であっても、その個人に代わって他国を相手に訴訟を起こす義務や権利を持たない。だから被害者は泣き寝入りだった。

しかし、この頃の西ドイツの世論は全面的にナチ被害者の支援に傾いており、政府が国際法を盾に賠償を拒み続けることは不可能だった。そこで52年にイスラエルと条約を結び、同国籍の被害者全てに賠償を支払うことを決めた。さらに56年には連邦補償法を制定し、12の国と同様の条約を結んだ。

ただしドイツ政府はこれを、「道義的な義務感から支払った」と強調した。法的拘束力がなければ、やめようと思えばいつでもやめられる。なお、対象者は強制収容所での労働や生体実験に使われた人など、“人道に対する犯罪”の被害者に限られた。しかも、対象国は全て冷戦下の“西側”の国で、“東側”の被害者は含まれなかった。

すると、それに対してドイツ国内で「不公平だ!」という声が上がった。特に、ポーランド、旧ユーゴスラビア、チェコ、ハンガリーの被害はすさまじく、人体実験が集中していたことは周知の事実だった。そこで政府は61年から11年